

令和2年7月31日  
道路局路政課  
企画課

## 路上変圧器に設置する 「防災・観光デジタルサイネージ」等の占用許可基準を緩和

国土交通省では、路上変圧器にデジタルサイネージ等を設置し、防災・観光情報等の提供に関する実証実験を行ったところですが、安全面に問題がないこと等が確認できたことを踏まえ、この度、占用許可基準を緩和することとしましたのでお知らせします。

### 1. 実証実験の結果(概要)

地域	設置場所	設置数	検証結果
さいたま市	大宮駅周辺	デジタルサイネージ2基	・防災情報について、約7割以上が役に立つと評価 ・通行者が滞留して交通の妨げになることはなかった等
岐阜市	柳ヶ瀬地区	デジタルサイネージ1基 ラッピングのみ10基	
東京都港区	虎ノ門地区	デジタルサイネージ2基 ラッピングのみ5基	

※実証実験の結果(概要)については別紙1も併せてご参照ください

### 2. 占用許可基準の緩和の概要

- ・ デジタルサイネージを路上変圧器の上に設置可とすること
- ・ 以下を条件に商業広告の発信も可とすること
  - ① 公共情報と併せて提供する
  - ② 商業広告の収入をデジタルサイネージの維持管理に充てる
- ・ 広告物を設置することにより、道路景観を著しく損うものでないこと 等

※占用の取扱いについては別紙2をご参照ください



▲設置事例:東京都港区

#### <問い合わせ先>

##### 【占用関係】

道路局 路政課 道路利用調整室 平川、山城(内線 37352、37365)

(代表)TEL 03-5253-8111

(道路利用調整室直通)TEL 03-5253-8481 FAX 03-5253-1616

##### 【実証実験関係】

道路局 企画課 評価室 原田、竹中(内線 37682、37673)

(評価室直通)TEL 03-5253-8593 FAX 03-5253-1618

# 実証実験の結果（概要）

## ■実証実験の概要

実験地域	さいたま市(大宮駅周辺)	岐阜市(柳ヶ瀬地区)	東京都港区(虎ノ門地区)
設置場所	 <p>大宮駅 大宮区役所 デジタルサイネージ+ラッピング ※国土地理院地図(ベクトルタイル)を加工して作成</p>	 <p>長良橋通り 至 岐阜駅 デジタルサイネージ+ラッピング ラッピングのみ ※国土地理院地図(ベクトルタイル)を加工して作成</p>	 <p>特許庁 虎ノ門駅 デジタルサイネージ+ラッピング ラッピングのみ ※国土地理院地図(ベクトルタイル)を加工して作成</p>
実験期間	平成31年3月28日～令和2年3月22日	平成31年4月1日～令和2年2月26日	令和2年1月16日～
設置数	デジタルサイネージ設置:2箇所	デジタルサイネージ設置:1箇所 ラッピングのみ:10箇所	デジタルサイネージ設置:2箇所 ラッピングのみ:5箇所
稼働時間	4:30～25:00	8:00～21:00	4:30～25:00
発信情報	防災・観光情報、公共情報、商業広告等	防災・観光情報、公共情報、商業広告等	防災・観光情報、公共情報、商業広告等

## ■アンケート結果

対象	通行人、周辺企業等	通行人	通行人
有効回答数	約400	約400	約500
回答	情報発信の有用性について ・防災情報について、 <u>約7割以上が役に立つと評価</u> ・観光情報について、 <u>約5割が役に立つと評価</u>	防災情報について、「 <u>安心感に寄与する</u> 」という回答が約9割 ・観光情報について、「 <u>利便性に寄与する</u> 」「 <u>街への賑わいに寄与する</u> 」という回答が約7割	・緊急情報をデジタルサイネージで発信する取組について、 <u>8割以上が良い取組と評価</u>
	安全性について ・滞留などによる歩行者への影響はなく、歩行者滞留などにより事故・苦情も発生しなかった等	・「交通安全上、影響はない」という回答が約9割、本実験に起因する交通事故はなく、現地確認においても人の滞留はなし等	・平均滞在時間も短く、通行者が滞在して交通の妨げになるようなことは起こっていない等
	その他 ・路上変圧器を活用した取組には、 <u>9割以上が肯定的な回答</u>	・取組の拡大に対する肯定的な回答が約9割	・本取組の拡大について、 <u>9割以上が賛成</u>

# 路上変圧器へのデジタルサイネージ等占用の取扱い

- 1 占有物件の取扱い: 道路法施行令第7条第1号の「看板」として取扱います。
- 2 占有許可の取扱い:  
地域における公共的な取組(防災・観光情報等の発信)に要する費用の一部に広告料を充当する場合においては、路上変圧器に広告物(デジタルサイネージを含む)を設置することを認めます。
- 3 連絡協議会の活用:  
占有許可手続き等を円滑に行うために必要な場合は、連絡協議会等により調整していただきます。
- 4 デジタルサイネージ等の設置場所: 下図のとおりとします。

